

胎内市軽自動車税減免要綱の主な改正項目について

構造減免の添付書類が変更になりました。 どんな方のために利用するのかによって、添付書類が異なります。

車両の構造上の減免

○対象車両 専ら障害者のために利用する、次のいずれかの機能を備えたもの

- ・車椅子の昇降装置または固定装置
- ・浴槽
- ・昇降機能付きシート
- ・スロープ板

○必要書類

特定の障害者のために利用

- ・自動車検査証（写）
- ・改造自動車検討書（写）か、構造変更部分を確認できる写真か図面（写）か、売買契約書（写）

追加

身体障害者手帳か、療育手帳か、精神障害者保健福祉手帳 ※写しと原本が必要

手帳の交付を受けていない特定の個人のために利用

- ・自動車検査証（写）
- ・改造自動車検討書（写）か、構造変更部分を確認できる写真か図面（写）か、売買契約書（写）

追加

車いす使用証明書か、補装具費支給決定通知書（写）か、ケアマネージャーが原本証明した居宅サービス計画書（1）（写）とサービス利用票（写）

不特定の障害者のために利用

- ・自動車検査証（写）
- ・改造自動車検討書（写）か、構造変更部分を確認できる写真か図面（写）か、売買契約書（写）

追加

使用者の事業内容が確認できる書類